

長野県上伊那広域水道用水企業団建設工事等に係る一般競争入札実施要綱

平成21年9月29日
告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、長野県上伊那広域水道用水企業団(以下、「企業団」という。)が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第2条第1項に規定する工事をいう。以下同じ。)又は建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札(事後審査方式)(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この告示において対象となる建設工事等(以下「対象建設工事等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事のうち、設計金額が250万円を超えるもの
- (2) 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務のうち設計金額が100万円を超えるもの

(入札の公告)

第3条 企業長は、対象建設工事等を一般競争入札に付するときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6の規定により、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 企業団の事務所の掲示場への掲示
- (2) 企業団のホームページへの掲載
- (3) 企業団事務局(以下、「事務局」という。)での閲覧

2 企業長は、入札公告(様式第1号)に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

3 公告の期間は、原則として10日(長野県上伊那広域水道用水企業団の休日を含める)以上とする。ただし、再度入札の場合は、5日(休日を含める)を限度として短縮することができるものとする。

(入札参加資格要件)

第4条 入札に参加する者に必要な資格は、入札公告日から落札者決定日までの間、次に掲げる要件(以下「入札参加資格要件」という。)を満たしていなければならない。

- (1) 対象建設工事等に共通する入札参加資格要件(第9条、第15条、第19条、第21条関係)
 - ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 長野県の建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(昭和60年監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 長野県建設工事等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (2) 対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件(第12条、第20条関係)

- ア 資格者名簿に登載されている工事又は委託の種類及び区分
 - イ 事業所等の所在地
- (3) 対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件(第15条、第19条、21条関係)
- ア 特定建設業の許可
 - イ 業種登録
 - ウ 施工実績
 - エ 配置予定技術者
 - オ 長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者(法人の場合は、その代表者を含む。)であること。
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、企業長が必要と認める要件
- 2 前項第2号及び第3号の入札参加資格要件は、長野県上伊那広域水道用水企業団業者選定委員会規程(平成6年訓令第2号。以下、「業者選定委員会規程」という。)第2条の規定による長野県上伊那広域水道用水企業団業者選定委員会において決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、設計金額1,000万円未満の建設工事及び設計金額500万円未満の建設工事等に係る入札参加資格要件は、業者選定委員会規程第2条の規定による企業団事務局委員会において決定するものとする。
- (設計図書等に対する質問及び回答)
- 第5条 設計図書等に対する質問は、入札公告日から入札書等提出期限の日までの間のうち、4日間(休日を含まない。)を受付期間(受付最終日の締切時間は、午後5時とする。)として設定し、質問書(様式第2号)により受け付けるものとする。ただし、再度入札の場合は、2日間(休日を含まない。)を限度として質問受付期間を短縮することができる。
- 2 企業長は、前項の質問に対する回答を速やかに企業団のホームページに掲載するものとする。
- (現場説明)
- 第6条 現場説明会は、原則として行わないものとする。
- (入札書等の提出方法)
- 第7条 入札者は、入札書及び工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「入札書等」という。)を、次の方法により封入し、持参又は郵送により提出しなければならない。
- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
 - (3) 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「工事費内訳書等」という。)を入れ、封筒の表面に、開札日、入札書等提出期限、工事(業務)名、工事(業務)場所名、入札者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。
- 2 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によらなければならない。
- (入札書等の提出期限等)
- 第8条 入札書等の提出期限は、開札日から起算して2日(休日を含まない。)前の日の午

後5時15分までとする。

- 2 入札書等は、提出期限までに事務局に到達しなければならない。提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由のいかんにかかわらず受理しないものとする。

(入札書等の受理、管理等)

第9条 企業長は、受理した入札書等の外封筒により、第4条第1項第1号に規定する入札参加資格要件を満たしていることを確認するものとする。

- 2 受理した入札書等は、施錠できる保管場所を設け、厳重に管理するものとする。
- 3 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 4 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

(入札経過書の作成)

第10条 企業長は、開札日の前日に、外封筒の表記をもとに入札経過書を作成するものとする。この場合において、いかなる理由があっても外封筒を開封してはならない。

- 2 入札経過書には、入札参加資格要件に合致しないことが明らかである者を除き、対象建設工事等に係る入札書等を提出したすべての入札参加者を記載するものとする。

(開札)

第11条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札には、入札者が立ち会うものとする。
- 3 企業長は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札経過書の立会人欄には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。
- 5 開札執行回数は、1回とし、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の制限の範囲内の価格の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者の商号又は名称及び入札金額を読み上げ、開札を終了するものとする。
- 6 企業長は、同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 7 企業長は、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者から入札価格の低い順に、商号又は名称、入札金額及び予定価格等を読み上げ、落札を保留し、当該読み上げを行った入札者について、入札価格の低いもの(最低制限価格を設けた場合にあっては、当該最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者に限る。)から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。
- 8 外封筒及び中封筒は、入札書等とともに保存するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

第12条 企業長は、前条第7項の規定により落札を保留したときは、速やかに、予定価格及び最低制限価格を設けた場合にあっては、当該最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、第4条第1項第2号の対象建設工事等ごとに必要に応じて定める入札参加資格要件を満たしていることの審査を行うものとする。

- 2 前項の審査に適合する者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として決定する。
- 3 第1項の審査以降において落札候補者が不適格となった場合には、第1項の審査に適

合する者のうち当該落札候補者を除く最低入札価格の入札者が落札候補者に繰り上がるものとする。

(工事費内訳書等の審査)

第13条 企業長は、前条の規定による落札候補者から提出された工事費内訳書等の審査を行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第14条 企業長は、前条の工事費内訳書等の審査に適合すると認めた落札候補者に対し、速やかにファクシミリ及び電話により連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

2 入札参加資格要件審査書類は、前項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(休日を含まない。)以内に持参により提出しなければならないものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格要件審査のために企業長が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件審査)

第15条 企業長は、第4条第1項第3号の入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行う。この審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、第12条第3項による次の落札候補者の審査を、当該要件を満たしている者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、入札書等及び前条第1項の規定により提出された入札参加資格要件審査書類により行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、前項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書(様式第3号)により取りまとめ、入札書等及び入札参加資格要件審査書類とともに保存するものとする。

(落札者決定方法)

第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札(第19条から第21条までの各号に該当しない入札)をした落札候補者で、前条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしているものを落札者とする。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定)

第17条 企業長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ及び電話により連絡し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

2 企業長は、第15条の規定による審査により、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 落札者決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第18条 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で、当該要件を満たさないと認められたことに不服があるものは、前条第2項の通知の発送日の翌日から起算して5日(休

日を含まない。)以内に、企業長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、書面により行うものとする。

3 企業長は、前項の説明を求められたときは、前項の書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により回答するものとする。

4 当該不服の申立ては、第14条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(入札書等の不受理)

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとし、入札書等不受理通知書(様式第5号)を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

(1) 持参又は郵送(一般書留又は簡易書留のいずれかの方法に限る。)以外の方法により提出された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期限を過ぎて到着した入札書等

(3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

(4) 外封筒記載の開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(5) 外封筒に商号又は名称が記載されていない入札書等

(6) 外封筒に開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名、商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等

(7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等

(8) 第4条第1項第1号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書等

(9) 第4条第1項第3号オに掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書等

(入札書の無効)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 中封筒がなく、外封筒に直接入っている入札書

(2) 中封筒記載の開札日、工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(3) 中封筒に商号又は名称が記載されていない入札書

(4) 同一人が入札した2通以上の入札書

(5) 商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

(6) 金額の記入がない入札書

(7) 金額を訂正した入札書

(8) 入札書の工事(業務)名、工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書

(9) 入札書の工事(業務)名、工事(業務)場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書

(10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(11) 工事費内訳書等を提出しない者が入札した入札書

(12) 第4条第1項第2号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない入札書
(入札書の無効(失格))

第21条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とし、入札経過書には「無効(失格)」と記載するものとする。

(1) 工事費内訳書等の工事(業務)名若しくは工事(業務)場所名のいずれかが入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書(ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。)

(2) 工事費内訳書等の商号又は名称が記載されていない入札書

(3) 工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書(ただし、工事費内訳書等の積算価格と入札書の入札金額の差が1万円未満の場合を除く。)

(4) 内容が未記入など不備がある工事費内訳書等を提出した者が入札した入札書

(5) 一抜け方式において、落札候補者が入札した他の工事(業務)の入札書

(6) 第14条第2項に規定する提出期限内に同条第1項の入札参加資格要件審査書類を提出しない者が入札した入札書

(7) 第4条第1項第1号及び同項第3号に掲げる入札参加資格要件を満たしていない者が入札した入札書

(8) 審査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者が入札した入札書

(9) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者が入札した入札書

(10) 入札参加者が協定して入札した入札書

(11) 最低制限価格を設ける入札において、入札価格が当該最低制限価格を下回る入札書

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、企業団建設工事等に係る一般競争入札(事後審査方式)入札心得(別記)において示した入札条件に違反して入札した入札書
(入札結果等の公表)

第22条 企業長は、対象建設工事等の開札状況を、第14条の入札参加資格要件審査書類の提出の指示をした日の翌日(休日の場合は、その翌日。)までに、入札経過書を、第16条の落札者決定の日の翌日(休日の場合は、その翌日。)までに企業団ホームページに掲載するとともに、事務局での閲覧に供することにより公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年7月13日から施行する。